

国立民族学博物館民族学資料廃棄規則

平成17年3月24日
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館民族学資料取扱規程（以下「取扱規程」という。）

第4条第2項の規定に基づき定めるもので、国立民族学博物館民族学資料について、人間文化研究機構固定資産取扱規則第20条の規定による処分をしようとするときは、この規則により廃棄の手続きを行うものとする。

(定義)

第2条 この規則において、民族学資料（以下「資料」という。）とは、取扱規程第3条に規定する資料で、かつ固定資産及び少額資産（以下「固定・少額資産」という。）として登録されたものをいう。

(廃棄の基準)

第3条 廃棄の対象となる標本資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 破損、汚損が著しく、補修が不可能なもの
- (2) 利用者が紛失した資料で、やむを得ない事情により現品での弁償が不可能なもの
- (3) 所在不明となった資料で、3年以上調査しても不明なもの
- (4) 不可抗力による災害その他の事故により、資料的価値を失ったもの
- (5) 保存を必要としない複製物

2 廃棄の対象となる文献図書資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保存を必要としない複本
- (2) 資料の汚損若しくは破損が甚だしく、補修が不可能である又は補修に要する費用が当該資料の購入費等より高価であると認められるもの
- (3) 資料の内容が逐次改訂され、又は改版等により利用価値を失い、かつ、保存の必要がないと認められるもの
- (4) 短期間の利用を目的として取得された資料で、利用価値を失い、かつ、保存の必要がないと認められるもの
- (5) 所在不明となった資料で、3年以上調査しても不明なもの
- (6) 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず3年以上回収不能なもの
- (7) 不可抗力による災害その他の事故により、資料的価値を失ったもの
- (8) 科学研究費補助金により購入し寄贈された資料で、当該研究者から他の研究機関に異動する際に研究継続のため返還を求められたもの
- (9) そのほか、保管資料として不適切と判断されたもの

3 廃棄の対象となるオリジナル映像・音響資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 破損、汚損が著しく、補修が不可能なもの
- (2) 利用者が紛失した資料で、やむを得ない事情により現品での弁償が不可能なもの
- (3) 新たな媒体に複写した場合における複写元の資料で、保存の必要のないもの

- (4) 所在不明となった資料で、3年以上調査しても不明なもの
- (5) 不可抗力による災害その他の事故により、資料的価値を失ったもの

4 廃棄の対象となる研究アーカイブズ資料は、第1項から第3項に掲げるものとする。
(廃棄の判定)

第4条 前条の廃棄の基準に該当する資料がある場合は、資料廃棄リスト（以下「リスト」という。）を作成のうえ、次に掲げる会議等において当該資料の廃棄が適正であるか否かを審議するものとする。

- (1) 前条第1項又は第3項各号のいずれかに該当する場合 文化資源運営会議
- (2) 前条第2項各号のいずれかに該当する場合 図書委員会
- (3) 前条第4項に該当する場合 文化資源運営会議又は図書委員会

(廃棄の通知)

第5条 前条の会議等において廃棄が適正とされた資料については、固定・少額資産の除却等を伴うものとし、リストをもって経理責任者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年1月29日から施行する。